

別添

○「災害救助法適用地域」

告示により示された地域（令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村）等は、次の表のとおりである。

災害救助法適用市町村		法適用日 (公示日)
熊本県 (10市10町1村)	熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町	7月28日 (7月28日)

○「有効期間の延長①」

特措法第3条第1項に規定されているもの

・ 対象の方

令和8年7月28日時点で熊本県内に住所を有していた方又は法人（令和八年熊本地震の被害に遭ったかどうかは不問です。）

・ 有効期間の延長

令和9年1月27日まで

	対象（※参考：通常の有効期間）
銃刀法	講習修了証明書を有効に行使できる期間（通常：交付を受けた日から起算して3年）
	技能講習修了証明書を有効に行使できる期間（通常：交付を受けた日から起算して3年）
	震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃を滅失した者（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。）が許可を受けることができる期間（通常：やむを得ない事情がやんだ日から起算して1月）及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間（通常：交付を受けた日から起算して3年）
	海外旅行、災害などの事情により許可の更新を受けることができなかった者（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。）が許可を受けることができる期間（通常：やむを得ない事情がやんだ日から起算して1月）及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間（通常：交付を受けた日から起算して3年）
	合格証明書を有効に行使できる期間（通常：交付を受けた日から起算して1年）
	教習修了証明書を有効に行使できる期間（通常：交付を受けた日から起算して1年）
	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の有効期間（通常：許可を受けた日の後のその者の3回目の誕生日が経過するまでの期間）

	更新された猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の有効期間（通常：更新前の許可の有効期間が満了した後のその者の３回目の誕生日が経過するまでの期間）
	許可後、銃砲等又は刀剣類を所持するまでの期間（通常：許可を受けた日から起算して３月以内）
	教習資格認定証の有効期間（通常：交付を受けた日から起算して３月）
警備業法	認定の有効期間（通常：認定を受けた日から５年）

○「有効期間の延長②」

特措法第３条第３項に規定されているもの

・ 対象の方

令和八年熊本地震の被害に遭い、下記の事項について申出をされた方（形式は問いません。）

災害救助法適用市町村に住所を有しない者が被害に遭った場合で、前記（１）の特措法第３条１項の申出をされる方

・ 有効期間の延長

令和９年１月２７日まで

	対象（※参考：通常の有効期間）
風営法	相続の承認の申請期間（通常：営業者の死亡後６０日以内）
火薬 取締法	猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受許可証の有効期間（通常：許可日から１年以内の必要な期間）
	火薬類の運搬証明書の有効期間（通常：交付を受けた日から運搬日まで）
銃刀法	射撃競技、公演、催し等又は国際競技用の銃砲等又は刀剣類の所持許可の有効期間（通常：射撃競技は許可日から２年、公演・催しは許可日から１年、国際競技用は許可日から６０日）
	仮領置された銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の返還申請期間（通常：６月以内）
	一時保管した銃砲刀剣類等の返還公告後、国庫等に帰属するまでの期間（通常：６月）
	上陸時に仮領置した銃砲等又は刀剣類が国庫に帰属するまでの期間（通常：６月）
警備業法	成績証明書、講習会修了証明書を有効に行使できる期間（通常：交付を受けた日から１年）

○「履行期限内に行えなかった義務の行政上等の免責」

履行期限内に下記の義務が行えなかった場合でも、免責期限内に義務を行えば、行政上・刑事上の責任が免責されます。

・ 対象の方

令和八年熊本地震の被害に遭い、下記の事項について申出をされた方（形式は問いません。）

・ 免責期限

令和8年11月27日（金）まで

	対象（※参考：通常の履行期限）
風営法	相続承認しない場合における許可証の返納義務（通常：不承認通知書を受けた日から10日以内）
	風俗営業等の許可申請書の記載事項に変更があったとき等の届出書の提出義務（通常：記載事項に変更があった日から10日以内、法人の名称等の変更の場合は20日以内）
	風俗営業等に係る営業所の構造又は設備の <u>軽微な変更</u> をしたとき等の届出書の提出義務（通常：変更して1月以内、照明設備等の変更があった場合には10日以内）
	風俗営業等を廃止したとき等の許可証等の返納義務（通常：廃止して10日以内）
	風俗営業等に係る営業所における管理者の選任義務（通常：前管理者がいなくなってから14日以内）
	店舗型性風俗特殊営業等を廃止したとき等の届出書の提出義務（通常：廃止して10日以内）
	管理者講習を受けさせることができないときにおける書面の提出義務（通常：管理者講習の10日前）
古物営業法	古物営業許可申請書の記載事項の変更があったときの届出書の提出義務（通常：記載事項に変更があった日から14日、法人の名称等の変更の場合は20日）
	古物営業を廃止したとき等の許可証の返納義務（通常：廃止して10日以内）
	古物競りあっせん業を廃止したとき等における届出書の提出義務（通常：廃止して14日以内）
	認定を受けた古物競りあっせん業者の認定申請書の記載事項に変更があったときの届出書の提出義務（通常：記載事項に変更があった日から14日以内、法人の名称等の変更の場合は20日以内）

質屋営業法	質屋を廃業したときの届出義務（通常：廃業して１０日以内）
	質屋の営業内容に変更が生じたときの届出書の提出義務（通常：変更して１０日以内）
	質屋営業者が死亡したときの届出書の提出義務（通常：死亡の日から１０日以内）
	質屋が廃業したとき等の許可証の返納義務（通常：廃業して１０日以内）
銃刀法	所持することとなった銃砲等又は刀剣類が許可を受けたものであるか確認を受ける義務（通常：銃を所持してから１４日以内）
	銃砲等又は刀剣類の所持者が死亡したときの許可証の返納義務（通常：死亡の事実を知ってから１０日以内）
	銃砲等又は刀剣類の許可が失効した場合における当該許可を受けるなどの義務（通常：許可を失効してから５０日以内）
	教習射撃場の管理者が教習射撃指導員等を選任したとき等の届出書の提出義務（通常：選任して１５日以内）
	教習射撃場等を設置する者が射撃教習等のために必要な猟銃を備え付ける義務（通常：射撃場の指定を受けて３０日以内）
	教習射撃場の管理者が射撃教習等のために必要な猟銃を備え付けた場合における届出義務（通常：猟銃を備え付けて１４日以内）
警備業法	警備業を廃止したときの届出書の提出義務（通常：廃止して１０日以内）
	認定申請書の記載事項に変更があったとき等の届出書の提出義務（通常：記載事項に変更があった日から１０日以内）
	警備業の認定を受けた者が死亡したとき等の届出書の提出義務（通常：死亡の日から１０日以内）
	警備員指導教育責任者等の選任義務（通常：欠けた日から１４日以内）
	指導教育責任者資格者証等の返納義務（通常：返納命令書の交付を受けて１０日以内）
	機械警備業務の基地局を廃止したときの届出義務（通常：廃止して１０日以内）
出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業を廃止したとき等の届出書の提出義務（通常：廃止又は変更の日から１４日以内、法人の名称等の変更の場合は２０日以内）

探偵業法	探偵業を廃止したとき等の届出書の提出義務（通常：廃止又は変更の日から１０日以内、法人の名称等の変更の場合は２０日以内）
金属盗 対策法	特定金属くず買受業を廃止したとき等における届出書の提出義務（通常：廃止又は変更の日から１４日以内、法人の名称等の変更の場合は２０日以内）
	特定金属くず買受業の届出を猶予されている者に係る届出義務（通常：施行の日（令和８年６月１日）から３か月以内（令和８年８月３１日まで））

○ 問い合わせ先

熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室

０９６－３８１－０１１０（内線３１８３～３１８７）

熊本県内各警察署生活安全担当課（係）